

第21章 当局間の連携・協力等

第1節 経済連携協定

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い二国間及び地域内における国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は主に世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間及び地域内における貿易自由化交渉に取り組んでいる。

経済連携協定（EPA）等の締結・交渉状況

相手先国	締結・交渉の状況
(発効済)	
シンガポール	2001年1月交渉開始／2002年1月署名／2002年11月発効 2006年6月再交渉開始／2007年9月発効
メキシコ	2002年11月交渉開始／2004年9月署名／2005年4月発効 2008年9月再交渉開始／2012年4月発効
マレーシア	2004年1月交渉開始／2005年12月署名／2006年7月発効
チリ	2006年2月交渉開始／2006年9月大筋合意／2007年3月署名／2007年9月発効
タイ	2004年2月交渉開始／2005年2月大筋合意／2007年4月署名／2007年11月発効
インドネシア	2005年7月交渉開始／2006年11月大筋合意 2007年8月署名／2008年7月発効
ブルネイ	2006年6月交渉開始／2006年12月大筋合意／2007年6月署名／2008年7月発効
ASEAN（包括）	2005年4月交渉開始／2007年8月大筋合意／2008年4月署名／2008年12月一部を発効
フィリピン	2004年2月交渉開始／2004年11月大筋合意 2006年9月署名／2008年12月発効
スイス	2007年5月交渉開始／2008年9月大筋合意／2009年2月署名／2009年9月発効
ベトナム	2007年1月交渉開始／2008年9月大筋合意／2008年12月署名／2009年10月発効
インド	2007年1月交渉開始／2010年9月大筋合意／2011年2月署名／2011年8月発効
ペルー	2009年5月交渉開始／2010年11月大筋合意／2011年5月署名／2012年3月発効
オーストラリア	2007年4月交渉開始／2014年4月大筋合意／2014年7月署名／2015年1月発効
モンゴル	2012年6月交渉開始／2014年7月大筋合意／2015年2月署名／2016年6月発効
(交渉中)	
ASEAN（投資・サービス）	2010年10月交渉開始／2017年11月最終合意
環太平洋パートナーシップ（TPP/TPP11）協定	TPP:2010年3月交渉開始（日本は2013年7月の交渉から参加）／2016年2月署名 TPP11:2017年11月大筋合意／2018年3月署名
コロンビア	2012年7月交渉開始
カナダ	2012年11月交渉開始
日中韓	2013年3月交渉開始
EU	2013年4月交渉開始／2017年7月大枠合意／2017年12月交渉妥結／2018年7月署名
東アジア地域包括的経済連携（RCEP）	2013年5月交渉開始
サービスの貿易に関する新たな協定（TiSA）	2013年6月交渉開始
トルコ	2014年12月交渉開始
(交渉中断)	
韓国	2003年12月交渉開始／2004年11月以降交渉中断
湾岸協力理事会（GCC）	2006年9月交渉開始／2009年3月以降交渉中断

I 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定／環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）

関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった新しい分野のルールを構築する包括的協定。金融サービスについても1章が割かれている。2010年3月に交渉開始。日本（2013年7月に交渉参加）、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ及びカナダの12か国が参加し2016年2月に署名。

2017年1月、米国がTPPを離脱する大統領令に署名し、TPPから離脱。これを受け米国を除く11か国は、協定の早期発効に向けて同年5月にベトナム（ハノイ）においてTPP閣僚会合を開催。会合後の閣僚声明では、米国の参加を促進する方策も含めた今後の選択肢の検討を同年11月のAPEC首脳会合までに完了させること等が盛り込まれた。本声明を踏まえ、同年11月にベトナム（ダナン）で開催されたTPP閣僚会合において、11か国によるTPP（TPP11）が大筋合意に至り、2018年3月にはチリ（サンティアゴ）にて同協定の署名が行われた。

同協定の発効には署名国の内6か国が国内手続きを終えていることが必要であり、日本では196回通常国会において同協定が承認され、関連法案も成立した。

II 日EU・EPA

TPP/TPP11同様、関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった分野のルールを規律。2013年3月交渉開始。2017年12月に首脳間において交渉妥結を確認、2018年7月に署名された。日本及びEUにおいてEPAの早期発効に向けた国内手続きが進められている。

III その他経済連携協定（EPA）交渉等

現在、8つの協定交渉が進行している。交渉状況はそれぞれ以下のとおり。

1. サービスの貿易に関する新たな協定（TiSA：Trade in Services Agreement）

1995年のWTOの発足に伴い、「サービス貿易に関する一般協定（GATS：General Agreement on Trade in Services）」が発効されたが、発行から長期間が経ち、さらなる自由化の必要性が増していることから、22（現在は23）か国・地域が2013年6月に交渉開始。

2. 東アジア地域包括的経済連携（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）

2013年5月に交渉開始。現在の交渉参加国は、日本、ASEAN10ヶ国、中国、

韓国、豪州、ニュージーランド、インド。

3. 日中韓 F T A

2013 年 3 月に交渉開始。

4. 日トルコ E P A

2014 年 12 月に交渉開始。

5. 日カナダ E P A

2012 年 11 月に交渉開始。

6. 日コロンビア E P A

2012 年 7 月に交渉開始。

7. 日 A S E A N E P A (A J C E P : ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership)

物品貿易等については 2008 年 12 月から順次発効。2010 年 10 月から、投資・サービスの交渉を行っており、サービス交渉については、2015 年 11 月に交渉を終了している。

IV 世界貿易機関 (W T O) による貿易政策検討制度 (T P R B) 審査

W T O 加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保し、理解を深めることにより、多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資することを目的として実施されており、金融サービスも対象に含まれる。2 年に 1 度対日審査が行われており、直近は 2017 年 3 月に対面会合が行われた。

第2節 アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）

ARFP（Asia Region Funds Passport）は、APEC加盟国のうち参加を表明した国が、投資家保護上の要件を満たしたファンド（投資信託等）について、相互に販売を容易にすることを目的に、規制の共通化を図るための枠組みである。

2010年以降、ARFPのルールを検討が行われてきたところ、2016年4月、日本、オーストラリア、韓国及びニュージーランドの4カ国が、同年6月、タイが、ARFPの協力覚書（MOC）に署名を行い、MOCが発効した。これを受け、各参加国は、国内制度の整備に取り組んできた。

我が国は、2017年12月にアジア地域ファンド・パスポートの登録のための手続きを示したガイドライン「アジア地域ファンド・パスポートの創設及び実施にかかる協力覚書に基づく、輸出ファンドの登録申請及び輸入ファンドの認証申請の手続等に関する実施要領」（Implementation Guidelines）を公表し、国内での制度整備を完了。

2016年6月に設置された、ARFPの円滑な実施を目的とした合同委員会（Joint Committee）は、2017事務年度においては、2017年10月にバンコク、2018年4月にシドニーにおいて合同委員会対面会合を行った。この間、2018年2月にタイが国内制度整備を完了。豪も2018年9月の制度整備完了が見込まれている。

第3節 当局間協議

金融庁は、2017 事務年度においては、EC、英国等多くの国・地域の金融当局との間で二国間協議等を実施し、金融規制や経済情勢等に関する意見交換を行った。また、中国財政部との間で監査監督上の協力に関する書簡交換、ミャンマー中銀との間で銀行分野における金融協力に関する覚書締結、タイ中央銀行（BOT）との間で監督協力に係る書簡交換を実施した。

I 欧州委員会（EC）

欧州委員会（EC）の金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局（FISMA）と金融庁との間で、1985 年以来、1～2年に1回程度のペースで日EUハイレベル金融協議を開催。ホストは通例、日本・EUが交互に務める。金融規制等について定期的な意見交換を行う。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2017年10月3日	ブリュッセル	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長
2016年1月20日	東京	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長

II 英国

経済・金融に係る幅広いテーマについて意見交換を行うため、英当局と財務省・金融庁との間で日英財務協議を設置。2018年1月に第1回を東京にて開催。今後、1～2年に1回程度のペースで開催予定。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2018年1月24日	東京	金融国際審議官	英財務省国際EU局長、金融サービス局長

III スイス

経済・金融に係る幅広いテーマについて、スイス当局と財務省・金融庁との間で2年に1回のペースで日スイス財務金融協議を開催。1988年に、スイスでの銀行免許取得等の個別案件についての非公式協議という位置づけで発足したが、最近では財政及び金融規制等についての意見交換を行っている。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2017年8月10日	東京	金融国際審議官	スイス財務省国際金融局次長
2015年12月1日	ベルン	金融国際審議官	スイス財務省国際金融局次長

IV 日中韓

2005年3月、韓国の提案により、北東アジア域内の金融市場安定及び金融監督についての意見交換の枠組として、第1回日中韓金融監督者セミナー（課長級）を開催。また、第3回金融監督者セミナーからは、金融監督者セミナーを高級位に格上げした日中韓ハイレベル会合（個室幹部級）を同セミナーに付随する形で開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2017年11月30日 ～12月1日	仁川市	金融国際審議官	中国：銀監会副主席 韓国：金融委員会副委員長
2016年8月19日	煙台市	総務企画局審議官	中国：銀監会副主席 韓国：金融委員会副委員長

V 中国

中国経済の急速な発展に伴う日中間の金融協力・連携の重要性の高まりを踏まえ、日中金融当局間での監督者会合を設置。2017年10月、北京で第1回会合を開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2017年10月20日	北京	総務企画局参事官	銀行監督管理委員会国際部主任

VI インド

2014年11月にインドへの直接投資の増加やそのための金融市場の整備を目的とした枠組みとして実施した「日印金融協力に関する協議」を、定期的で開催する協議として拡充し、2016年1月以来日印金融協力対話として実施している。日本側からは財務省、金融庁及び日系金融機関が参加。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2017年9月6日	デリー	総務企画局参事官	インド財務省経済局長
2016年9月15日	東京	総務企画局参事官	インド財務省経済局長

VII 台湾

2014年11月、台湾金融監督管理委員会（FSC）の黄副主任委員より、金融庁に対し、両国の銀行監督等について意見交換を定期的に行いたいとの提案があり、日台金融協議を設置。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2017年11月17日	台北	総務企画局審議官	銀行局長
2016年11月10日	東京	総務企画局審議官	銀行局長

Ⅷ UAE

日・UAE両国の金融・資本市場、インフラ投資、財政健全化への対応等、幅広いテーマについて、官民協働で意見交換・情報共有を実施する目的のもと、2014年6月に引続き、2018年3月に第2回日・UAE財務金融協力セミナーを開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2018年3月26日	東京	内閣府副大臣	UAE中央銀行総裁
2014年6月12日	アブダビ	総務企画局参事官	UAE中央銀行総裁

第4節 金融技術協力

I 概要

金融庁は、アジア等の新興市場国に対し、各国の金融インフラの発展状況に応じて、①ソフト面のインフラ整備、②ハード面のインフラ整備、③行政運営の知見・経験の共有といった支援を行い、地域全体の市場機能の向上や成長に貢献している。

具体的には、アジア等の新興市場国の金融当局との間で金融技術協力の枠組を構築した上で、研修開催やハイレベル面会等を通じて技術協力を実施し、金融制度の整備や金融当局の能力向上を支援している。

II 活動実績

金融庁はこれまでにミャンマー、ベトナム、インドネシア、タイ等の7か国14当局との間で金融技術協力に係る覚書締結（書簡交換）を実施し、金融技術協力の枠組を構築した上で、日系金融機関等の意見も幅広く聴取しつつ、長期専門家の派遣や先方関心事項に対応した現地金融当局職員対象の研修開催等、各国への技術支援を実施している。

2017事務年度においては、例えば以下のような国を対象とし、対象国のニーズに応じた技術支援を実施。

- ① ミャンマーでは、健全かつ公正な資本市場の育成を目的にミャンマー計画財務省に長期専門家を継続派遣し、2017年8月には、保険市場の健全かつ公正な育成を目的として、新たに長期専門家を派遣。2018年1月には、ミャンマー資本市場に関する課題の洗出し、一層の活性化を促すため、ミャンマー計画財務省に資本市場活性化支援計画を手交したほか、同年6月には、ミャンマー保険セクターの健全な発展を目的として、ミャンマー保険セクター支援計画を同省に手交。
- ② ベトナムでは、各金融当局向けに、日本の企業開示制度や保険・証券監督等に係る講義を実施。
- ③ インドネシアでは、継続的なハイレベル間の会談の実施により両金融当局間の信頼関係を強化。フィンテックや保険契約者保護等先方より関心が示された複数の分野における知見共有のためのセミナーを実施。
- ④ タイでは、財務省・中央銀行及び保険委員会とトップ会談を行い、両国の金融・財政情勢について意見交換を実施。

また、アジア等の新興市場国の銀行・証券・保険監督当局の職員を招聘し、それぞれの分野における日本の規制・監督制度や取組み等の一般的な内容について幅広く講義を行う「銀行・証券・保険監督者セミナー」を実施している。

第5節 グローバル金融連携センター（GLOPAC）

I 概要

2014年4月に設置したアジア金融連携センター（AFPAC: Asian Financial Partnership Center）を、2016年4月にグローバル金融連携センター（GLOPAC: Global Financial Partnership Center）に改組した。支援地域については、アジアのみならず、中東やアフリカ、中南米等も対象に追加した。GLOPACでは、支援対象地域の金融当局者を研究員として日本に招聘し、研修プログラムの提供等を通じて各国金融当局との関係を強化している。また、強固な協力関係を構築した上で、研修プログラムを終了した研究員とのネットワークを維持・強化している。

II 活動実績

2014年7月以降、27の国・地域^(※)の金融当局者を招聘し、計106名の研究員・インターン生がAFPAC及びGLOPACのプログラムを修了した（2018年6月現在）。

長期滞在の研究員については、概ね2～3ヶ月間の滞在期間中、金融庁の組織・業務概要や金融規制の枠組み、検査・監督実務等に関する基本的な講義を提供し、その後、各研究員のニーズや関心に応じて、当庁職員によるテーマ別研修や意見交換等を行っている。さらに、研究員に対し、外部関係機関等を訪問する機会も提供している。

研究員は、母国の金融システムの現状や課題、GLOPACの研修プログラムを通じて学んだ内容や今後の課題等について、庁内で報告会を行う。一部の研究員については、国内で開催される国際シンポジウム等において発表することもある。

また、プログラムを修了した研究員（卒業生）との継続的なネットワーク構築・強化のため、以下、5つの施策を通じ、卒業生のフォローアップを行っている。

- ① 卒業生を日本に再招聘し、現役生や当庁職員との意見交換の実施
- ② 当庁職員が現地に出張し、卒業生との意見交換を行う同窓会の実施
- ③ 当庁職員が外国出張する際、卒業生とのフォローアップ面談の実施
- ④ GLOPACが発行するニュースレターの送付
- ⑤ 当庁等が主催する国際シンポジウムに卒業生をパネリストとして招聘

(※) アルゼンチン、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウズベキスタン、エジプト、カザフスタン、カンボジア、スリランカ、タイ、タンザニア、チリ、ドバイ、トルコ、ネパール、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ペルー、ボツワナ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、モンゴル、ラオス、UAE。

